

コンテンツ強化専門調査会準備会議 議論の整理

はじめに

○コンテンツ強化専門調査会準備会議（以下「準備会議」という。）においては、「知的財産推進計画2012」策定に当たり、コンテンツ分野に関する新たな課題や深掘りすべき課題について議論を深めるため、①海外への日本コンテンツの積極的展開、②デジタル化・ネットワーク化のための環境整備、③クールジャパンの一層の推進について検討を行い、その結果を以下のとおり整理した。

◆主要施策案

1. アジアへのコンテンツ展開をはじめとするクールジャパンの推進

【情勢認識】

- 知的財産推進計画2011の重点戦略として位置付けたクールジャパンを官民一体で進めていく中、クールジャパンの更なる展開を図る上で課題が明らかになってきた。
- 我が国では、実際にコンテンツの海外展開で成功した事例に乏しく、関係者の海外展開に向けたモチベーションの向上やインセンティブの付与が課題となっている。また、大きな経済効果が見込める海外からの国内ロケ誘致については、窓口が分散化して手続きも煩雑であり、海外に向けた情報発信も乏しい状況にある。
- クールジャパン戦略については、全体的に関係者の意識が高まり、グローバル展開に向けた取組が進められてきたが、コンテンツなど単体での発信が中心となっており、クールジャパンを一層効果的に打ち出していくことが課題となっている。

【準備会議での主な論点】

（成功事例の創出による国内外への展開）

- 官民を挙げてコンテンツやアーティストの海外展開の成功事例をモデル的に生み出すことで、関係者の意識喚起を行い、新たな市場開拓につなげていくべきではないか。その際、対象国やコンテンツを絞り込んで重点的に展開を図るという視点が重要ではないか。
- アジアの新興国等に対して日本の文化的魅力を浸透させていくことで、コンテンツの海外展開の需要喚起やインバウンドの需要拡大が期待できるのではないか。
- 海外からの国内ロケ誘致について、ワンストップでロケ撮影支援を行う体制を整備することが重要ではないか。また、国内へのロケ撮影誘致を促進するために英語・アジア言語での情報発信を推進すべきではないか。

○アジアのコンテンツ産業拠点都市を目指す「札幌コンテンツ特区」について、映画等の大型ロケ撮影の誘致を促進するモデルとして重点的に支援すべきではないか。

(クールジャパンらしさの追求・強調)

○クールジャパンの発信力を強化するため、クールジャパン同士を融合させたり、コンテンツと産業製品との協同を進めるなど、パッケージ化した海外展開が重要ではないか。その際、世界中に根強く存在する日本コンテンツや製品のファンと連携し、現地日系企業のネットワークを活用するなど継続的な取組を進めることが効果的ではないか。

○海外で強い関心が持たれている日本のデザインをクールジャパンとして情報発信力を強化するなど、クールジャパンの需要を創造していくべきではないか。

○クールジャパンらしさの源流となる日本の匠の持つ優れた職人芸などの技を広く社会で活用できるようにすることで、クールジャパンの更なる深化・発展を図るべきではないか。

(1) 成功事例の創出による国内外への展開の拡大

【施策のイメージ例】

①官民を挙げた成功事例のモデル創出

- ・中国、インド、インドネシア等海外マーケットの拡大が期待されるアジアの新興国を中心にターゲットを絞り、例えば、市場開拓に向けた数値目標を立てて、アニメ、映画、音楽など海外展開を図る分野を特定した上で、有望なコンテンツやアーティストを市場開拓のモデルとして選定し、官民を挙げて継続的に海外展開の取組を推進する。
- ・国際映像見本市などコンテンツの国際見本市の国内開催を推進し、海外との国際共同製作を進めることで、日本が誇る技術力や企画力の海外展開を後押しする。

②日本の文化発信のためのローカライズの取組推進

- ・日本の文化発信、対日イメージの向上を目指して、コンテンツの英語版・アジア言語版の作成など、日本の魅力を海外に浸透させていくためのローカライズの取組を推進する。

③窓口の一本化など海外からの国内ロケ撮影誘致促進

- ・ワンストップで海外からのロケ撮影隊の支援を行う窓口となる主体の活動を促進する。また、例えば、海外向けの総合案内冊子の作成やポータルサイトの開設など、国内へのロケ撮影誘致を促進するために英語・アジア言語での情報発信を推進する。
- ・国際共同製作に対する支援において、国内でロケ撮影を行うことにインセンティブを付与することを検討する。

④札幌コンテンツ特区の重点推進

- ・アジアのコンテンツ産業拠点都市を目指す「札幌コンテンツ特区」について、映画等の大型ロケ撮影の誘致を促進するモデルとして拠点形成に向けた重点的な取組を推進することとし、関係府省において必要な規制の特例措置や財政・税制等の支援を検討、実施する。また、新たなコンテンツ特区の申請に向けた拠点形成の支援を行う。

(2) クールジャパンらしさの追求及び強調

【施策のイメージ例】

①クールジャパンの融合化戦略

- ・世界中に根強く存在する日本コンテンツや製品のファンと連携し、現地日系企業のネットワークを活用しつつ、各国ニーズや市場動向に即して、例えば、アニメと食、ファッション、日本製品とスポーツの融合など、キャラクター化を通じた二次的な利用を含め、クールジャパン同士を融合させたり、産業製品とコンテンツをパッケージ化して、情報発信力を高めて、継続的な取組を進める。その際、既に人気のあるキラーコンテンツと、これから売り込みたいコンテンツをセットにするなど効果的な展開を図る。

②クールジャパンの新分野の展開

- ・日本製品の優れたインダストリアルデザインや、日本らしさを表現した建築デザインなど、産業上のデザインの情報発信を強化しつつ、世界に向けてクールジャパンとして打ち出していくための取組を推進する。
- ・一定の規格に基づいて整備される公共物のデザインに関する規制を緩和し、公共調達によりクールジャパンを感じさせるデザインの需要を創造する。

③クールジャパンらしさの源流の発掘

- ・クールジャパンらしさの源流となる日本の匠の持つ優れた職人芸などの技を知財システムとして捉え、分析・統合化を通じて暗黙知を見える化することで技の伝承を容易にし、社会における幅広い活用を促進するための方途について調査研究を進める。

2. デジタル化・ネットワーク化の基盤強化

【情勢認識】

- クラウドコンピューティングの発展に伴い、映像などのコンテンツの通信量が増大し、海外や移動通信における視聴に遅延やロスが生じるなどの意見が示されているが、コンテンツユーザーの視点からはその原因が明らかでないため、情報通信インフラの過不足に関する議論が噛み合わない。
- クラウド型サービスにおいて海外のプラットフォームが進出してきているが、我が国では、クラウド型サービスが著作権侵害に該当する場合があるなど法的リスクの指摘もあり、新規ビジネス創出の委縮が危惧される。また、法的リスク以外にも、コスト面やセキュリティ面など、日本発のクラウド型サービスを促進するための課題が生じている。
- 電子書籍については、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」（平成22年6月：総務省、文部科学省、経済産業省）の提言を踏まえ、電子書籍交換フォーマットの策定など、市場形成に向けた基盤が整備されつつあるが、電子書籍を巡る国内外の動向は加速しており、本格的な市場形成に向けて関係府省が連携した取組が求められる。

【準備会議での主な論点】

(コンテンツ流通を支える情報通信インフラの整備)

- 情報通信インフラについて、コンテンツユーザーの視点に立って遅延等の課題

を見据え、更なる情報通信インフラの整備の在り方を検討すべきではないか。
(クラウド時代の環境整備)

○クラウド型サービスの法的リスクの解消に向けた著作権法制度上の課題へ対応する必要があるのではないか。また、著作権法制度以外にもコンテンツ強化の観点から、クラウド型サービスを巡る情勢認識及び今後の課題について整理し、必要な措置を講じることが重要ではないか。

(電子書籍の本格的な市場形成)

○電子書籍に関する三省懇談会提言後の成果や国内外のその後の動向を踏まえ、関係府省が連携した取組について新たな課題と工程を整理し、電子書籍市場の本格的な市場形成に向けた取組を加速化すべきではないか。

【施策のイメージ例】

①コンテンツ流通を支える情報通信インフラの整備

- ・コンテンツユーザーの視点に立って情報通信インフラの遅延等の課題を見据え、コンテンツユーザーの意見を聴きながら更なる情報通信インフラの整備の在り方について検討するよう、関係府省に要請する。その取組状況を踏まえ、知的財産戦略本部とIT戦略本部が連携し、必要な調整を行う。

②クラウド時代の環境整備

- ・クラウド型サービスの進展に伴う環境整備を図るため、法的リスクの解消の観点から、著作権法等の関係法令の制度改正や運用上の改善の必要性などについて検討を行い、必要に応じて効果的な措置を講じる。
- ・コンテンツ強化の観点から、クラウド型サービスを巡る情勢認識及び今後の課題について整理を行い、必要な措置を講じるよう、関係府省に要請する。その取組状況を踏まえ、知的財産戦略本部とIT戦略本部が連携し、必要な調整を行う。

③電子書籍の本格的な市場形成

- ・電子書籍市場の基盤形成のため、中小等の民間事業者による協同の取組支援などを通して、著作物のデジタル化やコンテンツ流通を支援するとともに、ポーンデジタルの電子書籍の流通の推進を図る。
- ・国会図書館のデジタル化資料をエンドユーザーまで提供するため、出版業界とのWin-Winの関係形成を図りつつ、ビジネスベースで進めるようにするための仕組みについて検討する。
- ・電子書籍に関する三省懇談会提言後の成果や国内外のその後の動向を踏まえ、知的財産戦略本部が総合調整し、関係府省が連携した取組について新たな課題と工程を整理する。

◆知財計画2011に盛り込まれた事項に関連して更に充実させる施策案

1. アジアへのコンテンツ展開をはじめとするクールジャパンの推進

【準備会議での主な論点】

(コンテンツファンドによる成功事例の創出)

○海外向け映画等の企画開発を強化するコンテンツファンド会社「All Nippon Entertainment Works」について、誰が何をどのように海外展開していくのかわからない。早急に組織体制を整備して、成功事例の創出に向けた取組を進めるべきではないか。

(海外展開を促進する専門人財の育成)

○コンテンツの海外展開を進めるに当たって不可欠となる国際プロデューサーや、コンテンツに精通した弁護士など専門人財の育成・活用が急務かつ重要ではないか。

(二国間や多国間の協議・交渉を通じた規制緩和・撤廃の強力な働きかけ)

○一部の国で他国の映画・放送番組等に関する数量規制などの参入障壁が存在し、コンテンツの海外展開の大きな支障となっているため、国は二国間や多国間で規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを強力に進めるべきではないか。

(官民のアウトリーチによる海賊版対策の強化)

○コンテンツの海賊版対策を強化するためには、関係法令の整備だけでなく、官民が連携し、アーティストなどを活用して海外のファンに著作権を尊重する意識を醸成するための啓蒙活動を行うことが重要ではないか。

【施策のイメージ例】

①コンテンツファンドによる成功事例の創出

・「All Nippon Entertainment Works」を通じて、世界市場を狙うコンテンツの企画開発への重点投資により、成功事例の創出を加速する。

②海外展開を促進するグローバル専門人財の育成

・専修学校や大学、業界団体等による産学連携コンソーシアムを組織し、グローバルに活躍するプロデューサー等の専門人財の育成強化を図る。
・「All Nippon Entertainment Works」の事業展開を通じて、コンテンツのグローバル展開に精通した弁護士等専門家の活用・育成を図り、国際的な交渉を進めるためのノウハウの蓄積を図る。

③二国間や多国間の協議・交渉を通じた規制緩和・撤廃の強力な働きかけ

・二国間や多国間の協議・交渉において、映画・放送番組等のコンテンツ規制を文化・産業における大きな参入障壁として捉え、協議・交渉全体の中でコンテンツ規制の緩和・撤廃を優先度の高い課題として取り上げ、強力に働きかける。

④官民のアウトリーチによる海賊版対策の強化

・海外において、対日イメージを向上するとともに、違法コンテンツの流通防止に向けた意識啓発を行うため、例えば、著名なクリエイターやアーティストと協力した啓蒙活動をモデル的に実施するなど、官民のアウトリーチ活動を積極的に推進する。

2. デジタル化・ネットワーク化の基盤強化

【準備会議での主な論点】

(モバイル用プラットフォームの環境整備)

○スマートフォン等の新しい情報端末機器が急速に普及してきているが、例えば、プラットフォーム側からコンテンツ事業者が高率の手数料が課されたり、サービス改善のためのユーザー情報がコンテンツ事業者には知らされないなど、プラットフォーム側が非常に有利な状況にあり、意欲のあるコンテンツ事業者の参入を促進するための環境整備が必要ではないか。

(インターネットによる海外配信の円滑化)

○インターネットを通じたコンテンツの海外発信を促進するため、海外配信を前提としないコンテンツ制作・契約方法の在り方を見直していく必要があるのではないか。

(インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の一体的推進)

○インターネット上で横行しているコンテンツ侵害への対策については、CODA（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）等の取組により、一定の成果が上がっているが、更なる違法配信対策を進めるとともに、正規配信を進めるための一体的な取組が必要ではないか。

【施策のイメージ例】

①モバイル用プラットフォームの環境整備

・スマートフォン等の新しい情報端末機器のプラットフォームにおける課金システムの適正化やユーザー情報のアクセスの在り方について、公正な取引条件に関して実態を注視する。

②インターネットによる海外配信の円滑化

・著作権処理など適切な手続きを行った上で、インターネットを通じたコンテンツの海外発信を促進するため、海外配信を前提としたコンテンツ制作・契約方法の在り方等に関して普及啓発を進める。

③インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の一体的推進

・海外にサーバーがあるなど日本では視聴が困難な違法コンテンツも流通しているため、CODA（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）等を通じ、違法配信の多い国に対する侵害対策機能を強化し、違法コンテンツに対する迅速な対応を進める。

・インターネット上の違法配信の防止に向けて、動画投稿サイト等を運営する外国企業と日本の関係機関との情報交換を進める。また、外国企業と違法配信対策を進める際に、正規配信の普及啓発も含め、違法コンテンツの削除と併せて正規配信とのマッチングを図る取組を進める。